

すこやか 健保



知っておきたい! 健保のコト

VOL.48

家計の負担を抑える高額療養費制度

長引く治療や入院などで、医療費の自己負担が高額になった場合、一定の金額が払い戻される「高額療養費制度」。ご存じですか?

健康保険では、保険医療機関の窓口で医療費の原則3割を自己負担として支払うことになっています。これがひと月(暦月)に自己負担が一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、その超えた分を医療保険者が高額療養費として患者さんに払い戻す仕組みです。

レセプトの請求は受診してから健保組合に大体2カ月後に届くため、申請してもすぐには払い戻されませんので要注意。健保組合によっては、被保険者が登録した金融機関の口座に自動的に振り込むところもあります。

一方、70歳未満の場合、事前に参加している保険者から「健康保険限度額適用認定証」の交付を受けることで、窓口での支払い額が自己負担限度額で済む仕組みがありますが、オンライン資格確認を導入済みの医療機関・薬局では、患者の同意により認定証がなくても自己負担限度額で済むようになってきています。このほか、同一世帯で1年間(直近の12カ月)に3回以上高額療養費の支給を受けている場合は、4回目から自己負担限度額が軽減されます。

高額療養費は、年齢区分や世帯の所得との組み合わせなどにより、自己負担限度額の計算方法が異なります。詳細は加入されている保険者にお問い合わせください。

り仮名」の追加——などです。

①は、こども・子育て支援の拡充のため、出産育児一時金の支給額を8万円引き上げ、4月から50万円としますが、その財源の一部を現役世代の負担軽減のため75歳以上の後期高齢者の方がたにも保険料を増額して負担してもらうというものです(2024年度から)。

②は、国民への情報提供の充実・強化やかかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、地域で機能の確保に向けた方策を検討・公表するというものです。

③は、デジタル化を通じた効率化促進により国民の利便性を高めるため、マイナンバーカードと健康保険証を一体化させ、24年秋口に健康保険証の廃止を目指すものです。これに伴い、同カードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、必要な保険診療が受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」が提供される予定です。

④は、戸籍や住民票の氏名に振り仮名を付けることを記載事項に追加することで、医療保険者の確認事務がより確実に行えるようになります。マイナンバーカードの記載事項等にも追加することで、各種手続きの本人確認の効率化を可能とします。

これらの制度改正に加え、政府は働き方改革の一環として、いわゆる「130万円の壁」の解消に向け、短時間労働者への被用者保険の適用拡大を進めつつ、対応策の検討を行う予定で、目の離せない1年となりそうです。

★ Special Issue

全世代型社会保障制度の構築目指し 改正法案の国会審議始まる

全世代型社会保障制度の構築に向けた健保法や、マイナンバー法等の改正法案が通常国会に提出され、審議が始まりました。

主な改正事項は、①後期高齢者医療制度が出生産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入、②かかりつけ医機能が発揮される制度整備、③マイナンバーカードと健康保険証の一体化、④戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」の追加——などです。

③は、デジタル化を通じた効率化促進により国民の利便性を高めるため、マイナンバーカードと健康保険証を一体化させ、24年秋口に健康保険証の廃止を目指すものです。これに伴い、同カードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、必要な保険診療が受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」が提供される予定です。

④は、戸籍や住民票の氏名に振り仮名を付けることを記載事項に追加することで、医療保険者の確認事務がより確実に行えるようになります。マイナンバーカードの記載事項等にも追加することで、各種手続きの本人確認の効率化を可能とします。

これらの制度改正に加え、政府は働き方改革の一環として、いわゆる「130万円の壁」の解消に向け、短時間労働者への被用者保険の適用拡大を進めつつ、対応策の検討を行う予定で、目の離せない1年となりそうです。